



## 核兵器の非人道性を問う——原爆症認定集団訴訟、ノーモア・ヒバクシャ訴訟

1 2008年から原爆症認定集団訴訟(現在のノーモア・ヒバクシャ訴訟)の弁護団として活動しています。この訴訟を知ったきっかけは、司法試験の浪人中にたまたま被爆者の方のお話を聞く機会に巡りあい、その中で訴訟の存在を知ったことでした。図書館で「はだしのゲン」を読んで、広島・長崎での原爆投下による惨禍はある程度理解していたつもりでしたが、戦後60年以上が経ってなお被爆者が原爆被害に苦しめ続けられていることに衝撃を受けました。その後、受験勉強の合間に裁判所で訴訟を傍聴してみた際、原爆による苦しみや原爆症認定行政の不合理性・非科学性を訴える原告被爆者に対し、国の指定代理人がまるで他人事かのように冷淡な対応をしているのを見て、さらに驚きました。こうした原体験があって、弁護士登録直後から弁護団の一員として原爆症認定問題に取り組んできました。

2 原爆症認定集団訴訟での被爆者勝訴判決の積み重ねにより、国は、不十分ながら行政認定基準の見直しを行い、2008年に「新しい審査の方針」を策定しました。そして、2009年8月6日の原爆忌、被爆地広島において、日本原水爆被害者団体協議会(日本被団協)と麻生総理大臣(当時)との間で、「原爆症認定集団訴訟の終結に関する基本方針に係る確認書」が締結され、その中で「厚生労働大臣と被団協・原告団(原爆症認定集団訴訟全国原告団)・弁護団は、定期協議の場を設け、今後、訴訟で争う必要のないよう、この定期協議の場を通じて解決を図る」ことが合意されました。

本来、この確認書に基づく協議により原爆症認定訴訟は終結するはずでした。

ところが、国は、自ら策定した「新しい審査の方針」の運用すら狭め、原爆症認定行政を後退させたため、その下で原爆症認定申請を却下された被爆者は再び訴訟で争わざるをえず、現在のノーモア・ヒバクシャ訴訟に至りました。

そして、ノーモア・ヒバクシャ訴訟でも、原告120名中91名が勝訴(自取取消により認定された25名を含む(勝訴率は75.8%))し、司法の場において、あらためて原爆被害を矮小化する国の原爆症認定行政の誤りが明らかになっています。

3 もっとも、国は、いまもって日本被団協の提言に沿った被爆者援護法改正による原爆症認定制度の抜本的改正に応じようとしません。そればかりか、相次ぐ国側敗訴判決に反省することもなく、訴訟の場では争い続け、司法判断と原爆症認定行政との乖離も放置するという対応を続けています。その背景には、今に至るまで人間被害を生み続けている原爆・核兵器の非人道性を隠蔽したい日米両政府の意向が横たわっていることを感じます。

同時に、国家安全保障の名の下に核兵器に依存する国々にとって、その非人道性が広く明らかになることが如何に不都合であるかを示しているとも思います。日本被団協は「世界中のいく10億の人々が、ヒロシマ・ナガサキの原爆の実相を知ったなら、世論はかならず核兵器を一発残らず地球上から追放する大きな力となる」と世界に訴え、原爆症認定訴訟も、世界に原爆・核兵器の非人道性を明らかにするための大きな努力の一環として取り組まれてきました。そして、国際社会における核兵器の非人道性に対する認識の広がり核兵器禁止条約の採択、発効につながりました。

現在、核兵器廃絶に向けた動きに対する新たな「逆流」が生じていますが、そうした状況だからこそ、いっそう被爆の実相や核兵器の非人道性を伝え広めることが求められていると感じます。ヒロシマ・ナガサキの被爆の実相を知って突き動かされた自分の活動の原点にも立ち返って、引き続き原爆症認定や核兵器廃絶の問題に取り組んでいきたいと思っています。

(弁護士 森 孝博)

### 次号予告

「法と民主主義」2022年10月号(No.572)

【特集】

参議院選挙の結果と展望(仮題)

参議院選挙の結果、改憲4政党で3分の2以上の議席となった。結果を分析したうえで、私たちの課題と展望を考えたい。9月下旬の発行を予定しております。

### 針生誠吉基金

本誌は、故針生誠吉先生からの多額のご寄付によって、発行を支援していただいております。